





訴えについては、特定不能土地等管理者を原告又は被告とする。

特定不能土地等管理命令が発せられた場合は、当該特定不能土地等の所有者（所有権た所有者等特定不能土地等の所有者（所有権）が帰属する自然人又は（その共有持分を含む。）が帰属する自然人又は法人（法人でない団体等を含む。）をいう。以下この章において同じ。）を当事者とするものは、中断する。

前項の規定により中断した訴訟手続は、特定不能土地等管理者においてこれを受け継ぐことができ。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

特定不能土地等管理命令が取り消されたときは、特定不能土地等管理者を当事者とする所有者等特定不能土地等にに関する訴訟手続は、中断する。

所有者等特定不能土地等の所有者は、前項の規定により中断した訴訟手続を受け継がなければならない。この場合においては、受継の申立ては、相手方もすることができる。

**(特定不能土地等管理者の義務)**

第二十四条 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の所有者のために、善良な管理者の注意をもつて、第二十一条第一項の権限を行使しなければならない。

特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の所有者のために、誠実かつ公平に第二十一条の権限を行使しなければならない。

**(特定不能土地等管理者の辞任)**

第二十五条 特定不能土地等管理者は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる。

特定不能土地等管理者は、前項の許可の申立てをする場合には、その原因となる事實を疎明しなければならない。

第一項の許可の申立てを却下する裁判には、理由を付さなければならない。

第一項の規定による辞任の許可の裁判に對しては、不服を申し立てることができない。

**(特定不能土地等管理者の解任)**

第二十六条 特定不能土地等管理者がその任務に違反して特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等に著しい損害を与えた所は、利害関係人の申立てにより、特定不能土地等管理者を解任することができる。

裁判所は、前項の規定により特定不能土地等管理者を解任する場合には、特定不能土地等管理命令を取り消さなければならない。

第一項の申立てについての裁判には、理由を付さなければならぬ。

第一項の規定による解任の裁判に對しては、利害関係人に限り、即時抗告をすることができる。

**(特定不能土地等管理者的報酬等)**

第二十七条 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等から裁判所が定める額の費用の前払及び報酬を受けることができる。

前項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判をする場合には、特定不能土地等管理者の陳述を聽かなければならない。

第一項の規定による費用又は報酬の額を定める裁判に対しでは、特定不能土地等管理者に限り、即時抗告をすることができる。

**(供託等)**

第二十八条 特定不能土地等管理者は、特定不能土地等管理命令の対象とされた所有者等特定不能土地等の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、その所有者のために、当該金銭を当該所有者等特定不能土地の所在地の供託所に供託することができる。

特定不能土地等管理者は、前項の規定による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨の他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

**(特定不能土地等管理命令の取消し)**

第二十九条 裁判所は、特定不能土地等管理者が管理すべき財産がなくなったとき（特定不能土地等管理者が管理すべき財産の全部が前条第一項並びに前条第一項及び第三項中「所有者等特定不能土地等」とあるのは「特定社団等帰属土地等」と、第二十三条第二項中「自然人又は法人（法人でない団体等を含む。）」とあるのは「法人でない社団等」と、前条第二項中「所有者等特定不能土地等の所有者」とあるのは「特定社団等帰属土地等の所有者」と、「所有者等特定不能土地等の所有権（その共有持分を含む。）が自己に帰属すること」とあるのは「特定社団等帰属土地等が帰属する法人でない社団等の代表者又は管理人が選任されたこと」と読み替えるものとする。）

**(適用除外)**

第三十二条 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地（いずれも第五条第一項第四号イ又はロに定める登記をする前に民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条の二第一項の規定による命令がされたものを除く。）については、同条から同法第二百六十四条の七までの規定は、適用しない。

第一項又は第二項の規定による決定に對しては、利害関係人に限り、即時抗告することができる。

**(特定社団等帰属土地の管理)**

第三十条 裁判所は、特定社団等帰属土地について、当該特定社団等帰属土地が帰属する法人でない団体等の代表者又は管理人が選任されておらず、かつ、当該法人でない社団等の全ての構成員を特定することができず、又はその所在が明らかでない場合において、必要があると認めることは、利害関係人の申立てにより、その申立てに係る特定社団等帰属土地を対象として、特定社団等帰属土地等管理者による管理を命ずる処分（次項において「特定社団等帰属土地等管理命令」という。）をすることができる。

前項（第十九条第一項を除く。）の規定は、特定社団等帰属土地等管理命令について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三十条第一項」と、第二十一条第一項及び第二項第二号、第二十二条、第二十

三条（第三項を除く。）、第二十四条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、第二十八条第一項並びに前条第一項及び第三項中「所有者等特定不能土地等」とあるのは「特定社団等帰属土地等」と、第二十三条第二項中「自然人又は法人（法人でない団体等を含む。）」とあるのは「法人でない社団等」と、前条第二項中「所有者等特定不能土地等の所有者」とあるのは「特定社団等帰属土地等の所有者」と、「所有者等特定不能土地等の所有権（その共有持分を含む。）が自己に帰属すること」とあるのは「特定社団等帰属土地等が帰属する法人でない社団等の代表者又は管理人が選任されたこと」と読み替えるものとする。

**(第五章 雜則)**

**(非訟事件の管轄)**

第三十一条 この法律の規定による非訟事件は、表題部所有者不明土地の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に屬する。

**(適用除外)**

第三十二条 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地（いずれも第五条第一項第四号イ又はロに定める登記をする前に民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十四条の二第一項の規定による命令がされたものを除く。）については、同条から同法第二百六十四条の七までの規定は、適用しない。

この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三章から第五章までの規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、當該各号に定める日から施行する。

一 第二条中不動産登記法第百三十五条第五項の改正規定及び附則第三十四条の規定

(その他の経過措置の政令等への委任)  
**第三十四条** この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。